

自治基本条例の性格等とこれまでの経過について

条例の性格

「自治基本条例」とは、まちづくりの理念や行政運営の基本原則を定めるとともに、地域の課題やまちづくりに関して、誰がどんな役割を担い、どのような方法で取り組んでいくかを明らかにした条例です。

多くの自治体では、情報共有や情報公開、町民参加や協働などの自治の基本原則、自治を担う町民、首長、議会及び町職員のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への町民参加や住民投票などが定められています。

条例の類型

類 型	特 徴	代 表 例
行政基本条例型	行政組織の在り方やまちづくりにおける住民と行政の関係に力点を置いた条例	北海道行政基本条例
町民参加条例型	町民のまちづくりへの参画に力点を置いた条例	芽室町まちづくり参加条例
理念条例型	将来ビジョンや理念に力点を置いた条例	猿払村まちづくり理念条例
総合条例型	理念、住民参画、各主体の責務などバランスよく盛り込み、他の条例に対して最高規範性を持つ条例	ニセコ町まちづくり基本条例
議会基本型	議会のあり方や運営方針など、議会に特化した条例	栗山町議会基本条例

これまでの経過

旧・湧別町では、平成19年度に14名で構成される町民検討委員会と庁舎内検討委員会を設置し、条例の必要性和条例案の検討が行われ、議会及び町民との懇談会を行い、町長に答申されました。

町長はその答申を受けて、平成21年3月定例議会へ条例案が提案し、提案を受けた議会は条例の内容を慎重に審議するため、議会に特別委員会を設

置して協議を重ね、平成21年6月定例議会において「湧別町まちづくり基本条例」を原案のとおり可決しました。

旧・上湧別町と旧・湧別町との合併協議においても、自治基本条例の取り扱いが協議され、その協議経過では「まちの憲法と称される条例の制定については、新町の町民が議論し決めるべきではないか。」との結論に至り、「自治基本条例については、新町において（条例の制定、条例の必要性を含めて）検討する。」ことで協議がなされています。

新町発足後、平成21年12月定例議会では、議員より自治基本条例の制定に関する一般質問がなされ、「庁舎内部で検討を行い、その後、町民の方々による検討組織を設置して自治基本条例の必要性を含めて検討願いたい。」と回答しています。

これを受けて、平成22年7月には、町内有識者と公募町民15名と町職員4名による「自治基本条例検討委員会」を立ちあげ、これまでに6回の委員会を開催し、条例の必要性を検討いただいております。10月22日には、条例の制定に取り組むべきとの結論が出されました。

検討委員会の協議経過及び会議録は、庁舎、総合支所、各図書館及び町ホームページで公開中です。

今後においては、条例の制定に向けて、条文づくりなど本格的な検討に入っていきますが、広報「ゆうべつ」やホームページを通じて情報提供させていただきますので、町民の皆さんも関心を持ってご覧になっていただきたいと思います。

背景

- ・地方分権改革による地域への権限移譲
- ・国、地方の財政危機による行財政運営の困難
- ・公共サービスにおける行政主導型に対する住民の不満

課題

- ・住民と行政の協働
- ・多様な住民ニーズの把握と公共サービスのあり方が大きな課題

必要性

- ・政策形成の過程で住民との「協働」による政策のあり方の検討と決定
- ・それぞれの地域の事情や環境に合わせた自らの判断基準によるまちづくり

制定への取り組み

- ・町民参加の法的手段として整備することで、自治運営に参加する権利を保障し、住民ニーズを反映した協働による行政を推進するという基本的な方針の明確化
- ・町民参加のルールができることにより、町民による自治の高揚が図られ、町民参加が促進されることの期待

一般的に規定されている主な内容

前文、基本理念

制度と原則

情報公開・説明責任

行政組織・運営

町民参加の推進

議会・議員

行政の政策活動

連携・協力・交流



町民参加の推進が想定される事項

総合計画の策定、各分野の中長期的な計画などの町民の皆さんに関わりが深いもの
町政や政策の基本方針を定める条例の制定や見直しをする場合

使用料・手数料の見直しなど、町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定や
見直しする場合

その他町民に大きな影響を及ぼすことが予想される問題の意思決定をする場合など

町民参加の方法

附属機関など審議会等への参加（公募）

パブリックコメント（意見提出手続き）への参加

意見交換会への参加

町民アンケート調査への参加

役割と責務

町 民 湧別町のまちづくりの主役

自治運営に参加する権利を有している一方で、自らの発言と行動への責任がある。

町 長 町民を代表して、まちづくりを行う人

職 員 町長が行うまちづくり手伝う人

公平・公正な町政運営、町政運営の明確化、能力向上のための職員の育成
説明責任・応答の義務、自己研さん

議会・議員 町長が行うまちづくりを点検して、重要なことを決定するところ
開かれた議会運営、町政運営の監視・牽制、町民と議員の懇談（議会報告会）など

条例の位置付け・見直し規定

- ・自治体運営の基本的な考え方や仕組みを定めたものであり、この条例に基づき個別の条例にその効力が反映されていくことから、各条例の上位に位置するもの
- ・時代の流れに合わせて点検を重ね、育てる条例であること

まちづくりの主役は町民

湧別町のまちづくりの主役は、町民一人ひとりです。しかし、町民みんなで話し合いをしても、なかなか物事は決まりません。

そこで、町民によって選ばれた町長が代表してまちづくりを行います。

町長が行うまちづくりを点検して、特に大事なことについて決定するのが、町民によって選ばれた議員によって構成される議会です。

町長が一人でまちづくりを行うことはできませんので、職員は、それを手伝います。

例えば、このようなことです。

より快適に住むことができる環境づくりを行うため、新しく公園をつくることになりました。

そのため、周辺の地域に住む人たちや、これから周辺に住む予定の人たちが参加して、どのような公園（規模・設備）にするか、意見交換を行います。

その意見のもとに、町の職員が公園の具体的な整備計画をつくり、町の広報紙、ホームページで計画内容をお知らせして、広く町民の意見を募集します。
そして、町長と協議して整備案をつくります。

公園を造るにはお金が必要ですが、町がお金を支出するためには、議会の許可が必要ですので、議会に提案して最終的な決定をします。

このように、町が町民の生活に関連する何かをつくるするときなどは、町長や職員が全てを決めるのではなく、町民の皆さんの意見を聞いて進めていきます。